

電気通信紛争処理委員会仲裁準則の一部を改正する決定案（概要）

- 1 電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）による仲裁の手続等については、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）の規定（事業法第155条第4項）により、仲裁法（平成15年法律第138号）の規定を準用する一方、仲裁の手続等のうち、当事者間で別段の合意がない場合に適用される原則的な事項を明確化することを目的に、委員会において電気通信紛争処理委員会仲裁準則（平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号。以下「仲裁準則」という。）を制定
- 2 令和5年の通常国会において成立した法律（※1及び2）による仲裁法改正（主に次の改正事項）に伴い、仲裁準則の規定整備を行うもの
 - （1）終局的な仲裁判断の前における紛争の対象物の損耗等を防止し、仲裁判断の実効性の確保のため、仲裁廷が命令可能な「暫定保全措置」の類型及び当該措置の命令要件等の整備（※1）
 - （2）民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定による裁判所が行う手続等のデジタル化の措置を受け、仲裁における当該手続等に当該措置を反映する規定の整備の一環として、仲裁廷等が裁判所に対しその実施を求める申立てが可能な証拠調べとして、「電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ」の追加（※2）

※1 仲裁法の一部を改正する法律（令和5年法律第15号）により令和6年4月1日施行
※2 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）の公布後5年以内の施行予定（現時点では未施行）

【仲裁準則の改正事項】

- 1 第4条（暫定保全措置）
 - ・ 仲裁法において暫定保全措置の類型が整備されたことを踏まえ、委員会において命令可能な措置を「仲裁法第24条第1項各号に掲げる措置」（暫定保全措置）と規定すること等の規定の整備
 - ・ 仲裁廷が、所定の事情等により、暫定保全措置の命令（暫定保全措置命令）の取消し、変更又はその効力を停止することを可能とするとともに、当該取消し等した場合に、暫定保全措置命令の申立人に対し、当該申立人の責めに帰すべき事由により当該命令を受けた者が受けた損害の賠償を命ずることを可能とすること等の規定の整備
- 2 第15条（裁判所により実施する証拠調べ）

仲裁廷又は当事者が、裁判所に対し、その実施を申し立てることができる証拠調べについて、民事訴訟法の規定による「調査の囑託」、「証人尋問」、「鑑定」、「書証」及び「検証」に加え、「電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ」を追加する規定の整備
- 3 その他所要の規定の整備（第2条、第10条及び第12条）

【施行期日及び経過措置】

- 1 上記改正事項1及び3は、本決定案決定日の翌日から施行。ただし、上記改正事項2は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める同法の施行日から施行
- 2 この決定による改正後の仲裁準則第4条の規定は、この決定の施行日以後に開始する仲裁手続について適用し、この決定の施行日前に開始した仲裁手続については、なお従前の例によること